

令和 4 年 第 1 2 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和4年12月23日（金）

色麻町農業委員会議事録

令和4年12月23日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美 ・事務局長 高橋 康起

議決事項 議案第27号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
 議案第28号 農用地利用配分計画（案）の意見決定について
 報告第2号 農地現状変更届について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名でございます。
定足数に達しておりますので、第12回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、6番 齋 條 仁 美 委員、7番 菅 原 敏 臣 委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
議案第27号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第27号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号176番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号176番、権利の種類 売買、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江 畑 正 徳 さん、設定をする土地の所在 四竈字穴堰○ー○ 外3筆、地目 田、地積 9,305㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等からみやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用するものです。

議長 内容の説明が終わりました。

採決に入ります。番号176番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号176番は可と決しました。

議長 番号177番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号177番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 清水字堀ノ内○一○ 外2筆、地目 田、地積 1,003㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、地域の担い手である○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号177番は可と決しました。

議長 番号178番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号178番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 高根字松原○一○ 外9筆、地目 田、地積 18,369㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた地域の担い手である○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号178番は可と決しました。

議長 番号179番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号179番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原○-○ 外8筆、地目 田、地積 40, 219㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号179番は可と決しました。

議長 番号180番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号180番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原○-○、地目 田、地積 1, 917㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号180番は可と決しました

議長 番号181番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号181番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新本郷○-○ 外1筆、地目 田、地積 2, 996㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号181番は可と決しました

議長 番号182番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号182番、権利の種類 賃貸借、設定をする者○○さん、設定を受ける者○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新田中○一○ 外10筆、地目 田、地積 14,063㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号182番は可と決しました

議長 番号183番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号183番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 一の関字新台通○一○ 外3筆、地目 田、地積 3,513㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、地域の担い手である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号183番は可と決しました。

議長 番号184番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号184番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字本郷〇ー〇 外6筆、地目 田、地積 4,033㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号184番は可と決しました。

議長 番号185番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号185番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原〇ー〇 外1筆、地目 田、地積 7,667㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた地域の担い手である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号185番は可と決しました。

議長 番号186番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号186番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原○-○ 外1筆、地目 田、地積 8,797㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号186番は可と決しました。

議長 番号187番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号187番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原○-○ 外1筆、地目 田、地積 11,816㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である○○さんと再度利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号187番は可と決しました。

議長 以上で、議案第27号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第28号、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第28号 農用地利用配分計画(案)の意見決定について。
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号2番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 ^{え ばた まさ のり} 江 畑 正 徳 さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字弘台堂○-○ 外3筆、地目 田、地積 8, 398㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、これまで中間管理機構から借り受けておりました認定農業者より、利用権の設定期間が1年残っているものの耕作できない旨の申し出がありましたことから、同じ所有者が中間管理機構に貸し付けている近隣の農地を借り受けている認定農業者の ○○さんに中間管理機構との契約を変更するものです。

議長 内容の説明が終わりました。
採決に入ります。番号2番についてご発言いただきます。

堀籠慶浩委員 この案件に関しては、契約期間が1年ですね。その後、例えば売買とかに移行していく前提としての1年の契約といったことなんですか。

事務局長 現時点におきましては、今回1年残っていた耕作者の方から出来ないといった申し出がありましたことから、残期間の1年間を○○さんに変更するといったものになります。

堀籠慶浩委員 来年度以降どうするかといったことにはなっていないということですか。

事務局長 現時点において、はっきり言える状況ではないと判断しております。

堀籠慶浩委員 ○○さんについては、他の圃場でも問題になっているところがあって、農業委員会として、きちんと耕作していただくように一言申し上げなければならぬのではないかと。

事務局長 昨年度、この方、今回の農地の所有者から別の農地を新たに借り受けた際に同様のご意見が農業委員会であったと記憶しております。その際には、私の方からもしっかりやってもらいたいといった話をしておりましたところでございます。

堀籠慶浩委員 その圃場ではそうであっても、別の圃場ではひどい状況もみうけられるので、なおきちんとやってもらえるように今回も申し添えたらいいのではないかと思います。

議長 その他、ございませんか。

大泉委員 前回3ヘクタールの農地を借り受けて耕作しておりますが、農地パトロールで見てきているように耕作作物の管理が悪く、他の耕作者からもクレームが出ている。委員会としても前回のこともあるので、もっと強く、申し添えなければならぬのではないかと。

議長 当委員会の考えを示していきたいと思えます。

畑中委員 ただ1年と言うことだけど、次のことを考えていないというのはどうか。

事務局長 説明不足でしたが、購入する希望はあるようです。ただし、確約をとっているわけではありませんので、現時点では残期間の分ということですよ。

堀籠慶浩委員 これからも同じような耕作を続けるのであれば、許可できないよといったこちらの強い意志を示さなければならぬのではないかと。

議長 許可は委員会でも、減反は再生協なのだから、そちらの方でも指導してもらわなければならないと思えます。昨年も委員会では再生協には伝えてあります。再生協を通じて指導をしながらということによろしいですか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号2番は可と決しました。

議長 以上で、第28号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 続きます、報告第2号 農地現状変更届について 事務局より報告をお願いします。

事務局長 色麻町農業委員会農地現状変更届出指導要綱第3条第1項の規定に基づき、農地現状変更届出書を受理したので、第4条第1項の規定により報告いたします。

農地の所在、地目、面積、届出人及び工事施工者等については記書きのとおりでございます。

別紙資料をご覧ください。

1 2月5日付けで届出がありました番号4番及び番号5番の農地の形状変更につきましては、〇〇地区の共有地の遊休化防止のために行うものであります。施工箇所は周囲より地盤が低く水捌けが悪いことから地区住民より町へ嵩上げ等の対策要望が出されておりました。町は、公共事業として採択される要件が満たされず対策を行えないでいましたが、そこに県王城寺原補償工事事務所より溜池造成事業の残土処分地の照会があり、その残土を利用することで排水不良の解消を目的とする一体的な盛土工事を行うものであります。

番号4番の農地については、令和2年11月26日に形状変更の届出を受理しており、高さ1.24mから2.0mの盛土工事を既に行っており、今回の工事は、番号4番の農地の残りの部分と番号5番の農地の一部に、高さ1.23mから1.53mの盛土を行う工事になります。

事務局で周辺農地等への影響は無いと判断し受理しております。

議長 ただいま事務局から報告がありました報告第2号について、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 なしの声がありますので、報告第2号を終了いたします。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第12回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前14時04分

閉会時刻：午前14時48分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和4年12月23日

議長(会長) 堀籠勝恵 ⑩

署名委員 齋條仁美 ⑩

署名委員 菅原敏臣 ⑩